

# 逗子市障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）に関する

## パブリックコメントについて

現在、逗子市では、令和6年度から3か年を計画期間とする「第7期逗子市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定を進めています。

この計画は、障がいのある人の自立と社会参加等の効果的な展開に向けて、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施について明らかにするとともに、数値目標を掲げて具体的な取り組みを定める「障害福祉計画」、また、平成28年の「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の制定によって、障がい児のサービスに関する提供体制の計画的な構築の推進のため、策定することが義務付けられた「障害児福祉計画」として策定するものです。

今回のパブリックコメントは、この案について広く市民の皆さまからのご意見を募集するものです。

### ●意見募集期間

令和5年12月15日（金）～令和6年1月19日（金）

### ●閲覧場所

障がい福祉課、情報公開課、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ、福祉会館、保健センター、高齢者センター、子育て支援センター、湘南保育園、小坪保育園、療育教育総合センター、体験学習施設、小坪小学校区コミュニティセンター、沼間小学校区コミュニティセンター、図書館、かもめハウス、海山時間、ののほな、ほっとハウス星ヶ谷、ワークセンター逗子杜の郷、ピュアフレンド、湘南クリエイティブサービス逗子相談支援事業所、よろこびの森、えいむ、スタジオみらい逗子、運動療育スパーク逗子×山本メディカル、くろーばー、PONOKIDS 桜山、ワークハウス虹、支援センター凧、ワークショップリプル、toiro 逗子、ペガサス逗子センター、猫の手、カモミール、コペルプラス逗子教室、福祉のみらい、もやい、ジャストサイズ

\*市ホームページでも閲覧することができます。

### ●ご意見の提出方法

任意の書式に「逗子市障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）についての意見」を明記し、ご住所・お名前・ご意見を記載のうえ、ファクス・Eメール（添付ファイル不可）・郵送（令和6年1月19日消印有効）、又は直接障がい福祉課へ提出してください。（\*意見について個別の回答はいたしません。）

### ●ご意見の提出先

①郵便：〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16 逗子市 福祉部 障がい福祉課宛て

②FAX：046-873-4520

③Eメール：[syohuku@city.zushi.lg.jp](mailto:syohuku@city.zushi.lg.jp)

（添付ファイル不可。Eメールの件名は「逗子市障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）についての意見」としてください。）

④直接提出：福祉部 障がい福祉課（逗子市役所1階）（受付時間8：30～17：15）

※①～④の方法での意見提出が困難な方は障がい福祉課へご相談ください。

### ●結果の公表方法

いただいたご意見の概要と、ご意見に対する市の考え方は、後日ホームページ等で公表いたします。なお、公表の際には、ご意見の内容以外（ご住所・お名前・団体名など）は公表いたしません。

### ●問い合わせ先

逗子市役所 福祉部 障がい福祉課 電話 046-873-1111 内線 222